

# 札幌市感染症予防計画（案）の概要

## 1 背景

○ **新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は令和4年12月に「感染症法※」を改正**  
※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 都道府県のみが策定していた**予防計画を保健所設置市にも新たに策定を義務付け**
- **予防計画の記載事項を充実させ、有事に向けた体制確保について数値目標を設定**
- **各都道府県に連携協議会を創設**  
(構成：都道府県、保健所設置市、感染症指定医療機関、関係団体等)

## 3 計画（案）の概要

- (1) **目的：感染症危機への備え**
- (2) **対象：感染症全般（1類～5類、新感染症、指定感染症等）**
- (3) **記載事項：**
  - ① **感染症予防の推進及びまん延防止**
  - ② 病原体等の**情報の収集**、調査研究、**検査の実施体制及び検査能力の向上**
  - ③ **医療提供体制、移送体制、宿泊施設確保、感染症対策物資等の確保**
  - ④ **人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保**
  - ⑤ **数値目標：検査体制、研修・訓練回数、保健所体制等**
  - ⑥ **その他感染症の予防の推進に関する重要事項、個別の感染症予防対策等**
- (4) **計画期間：令和6年度から令和11年度（2024年度から2029年度）まで**

## 4 具体的な記載事項 ※特に記載を充実させている項目を抜粋

分類	平時（通常の感染症発生時の対応）	有事（新興感染症の発生及びまん延時）
検査体制	・ 衛生研究所による検査体制、検査能力の向上 ・ 民間検査機関等との連携体制確保（協定締結）	・ 衛生研究所による発生初期検査の実施 ・ 検査措置協定に基づく民間での検査体制に移行し、患者増に対応
医療体制	・ 北海道による医療措置協定の締結 ・ 医療提供体制整備に向けた数値目標の設定 ・ 保健所、感染症指定医療機関、医師会等専門職能団体との緊密な連携	・ 北海道が締結する医療措置協定に基づき医療機関と連携した医療体制の構築（病床確保、発熱外来の実施等）
移送体制	・ 消防機関や民間移送事業者との協定締結による体制確保 ・ 平時からの感染症患者を想定した移送訓練の実施	・ 感染者増により、保健所のみでは移送が困難となった場合に、協定に基づき民間移送事業者等へ委託
宿泊療養体制	・ 宿泊事業者との協定締結による体制確保	・ 協定に基づき円滑に宿泊療養施設を開設
クラスター対策	・ 高齢者施設等との平時からの連携を強化（研修、訓練） ・ 医療専門職等の人材育成、専門機関との平時からの連携	・ 高齢者施設等で感染症がまん延しないような環境を構築
感染症に関する啓発	・ 感染症患者等の人権の尊重（差別防止）に関する啓発等を実施 ・ 研修や相談の場を通じた感染症に対する正しい知識の普及	・ 報道機関等と患者等発生時の報道方法について検討 ・ 感染症患者等の人権の尊重（差別防止）
保健所体制	・ 感染症対策等に関する、研修や訓練の実施 ・ ICT活用、業務委託化等への対応 ・ 健康危機対処計画の策定（保健所体制）	・ 健康危機対処計画をもとにした保健所の有事体制への移行 ・ 業務内容の整理、ICT活用、外部委託化等の実施

## 5 今後について

○ その他、札幌市独自に捉えている課題（例：初動の保健所体制、入院調整、繁華街対策、生活・経済対策 等）への対応については、「札幌市新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証報告書」を踏まえ、**令和6年度以降、改定を進める「札幌市新型インフルエンザ等行動計画」「健康危機対処計画」「札幌市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ（強毒）編】」等の中で、整理を進めていく。**

## 2 計画策定の基本的な考え方

- **国の基本指針※に即し、北海道の計画を踏まえ、札幌市感染症予防計画を策定**  
※ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（令和5年5月）  
⇒ 感染症流行は地域に限定されるものでないため全国的な整合性のとれた指針が必要
- **北海道が設置する「北海道感染症対策連携協議会」にて協議**  
⇒ 加えて、市の附属機関「札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議」にも諮る
- **他の関連計画との整合性を図る（下図参照）**

図) 予防計画と関連計画との位置づけ

